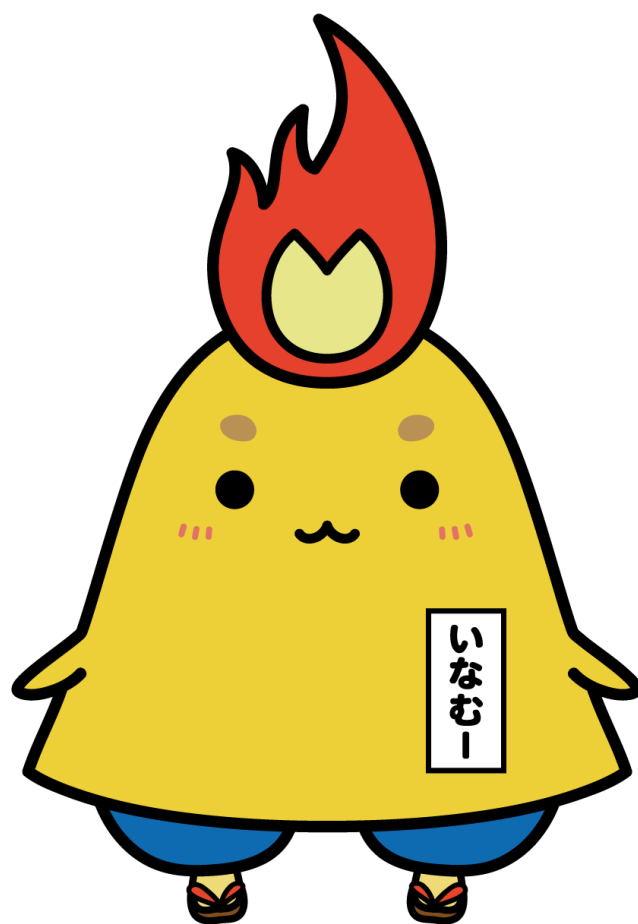


# Design Guide Manual

広川町 PR キャラクター「いなむー」  
デザインガイドマニュアル



令和7年4月発行 [第1.0版]  
広川町企画政策課

# はじめに

---

この「デザインガイドマニュアル」は、広川町 PR キャラクター「いなむー」のデザインを個人、企業等に使用していただくためにまとめたものです。

「いなむー」のデザインを使用する場合は、原則として事前に申請手続きが必要です。

注意事項やデザインのルール等については、デザインガイドマニュアルを参照のうえ、広くご活用ください。

## 目次

---

はじめに	1
注意事項・デザイン基本項目	2
「いなむー」カラー指定	3
デザイン使用に関する手続・注意事項	4-5
デザイン一覧	
基本モデル	6
動作	6-8
サイン	8
くらし	8-9
教育・文化・スポーツ	9
産業・まちづくり	9
観光・イベント	9
防災	10

## 注意事項

---

本マニュアルに記載されているデザインの著作権は広川町に帰属しています。PRキャラクター「いなむー」のデザインを使用する場合は、原則として事前に申請手続きが必要です。

「いなむー」は、町民の誰からも親しまれ、また、広川町の知名度や好感度を上げるために町をPRするマスコットキャラクターですので、この目的にあった使用をお願いします。

デザインは、「いなむー」のイメージを統一した形で皆さんに伝えるため、大きさやレイアウト、色に特定の規則性を持たせています（色は使用環境によって実物と異なって見える場合があります）。そのため、デザインの縦横の比率を変える・色を変える等、誤った使い方をすると、本来の制作意図からはずれ、イメージの混乱を招くおそれがあることから、デザインの使用を取消させていただくことがございますので、十分ご注意ください。また、「いなむー」のデザインを使用する際は、広川町をPRするキャラクターであることがわかるよう、原則として『広川町 PR キャラクター いなむー』と表記してください。

**※本デザインガイドマニュアルからの無断引用・転載を禁じます。**

## デザイン基本項目

---

●愛称：いなむー

●由来／プロフィール

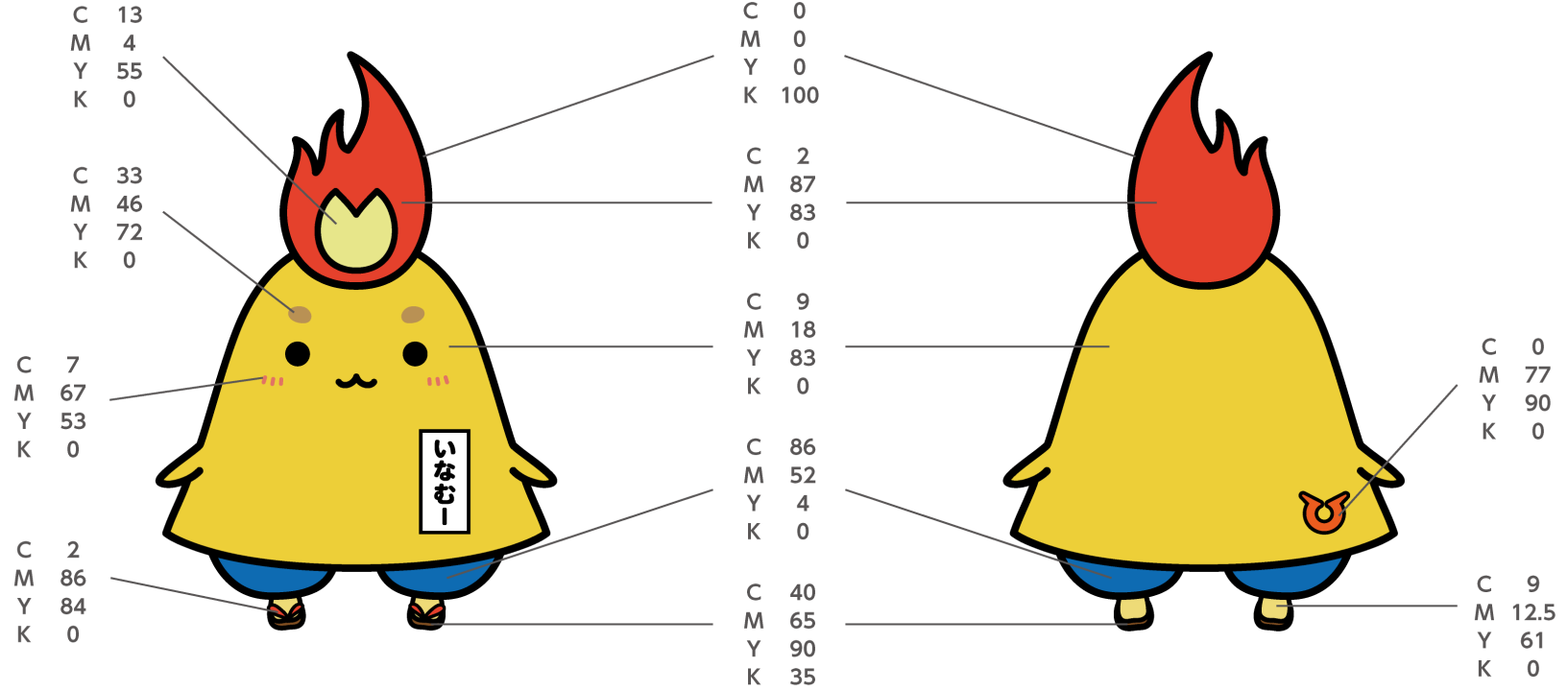
1854（安政元）年、旧広村（現在の和歌山県広川町）で発生した大津波の際に、同町出身の濱口梧陵が稲むらに火をつけて住民に避難を呼び掛け、多くの命が救われた故事「稲むらの火」をイメージしたキャラクターです。

広川町の日本遺産「百世の安堵」案内キャラクターとして誕生し、その後、正式に広川町公式 PR キャラクターとなりました。












未来への希望の光として、人々とその行く先をやさしく照らす頭頂部の「稲むらの火」がチャームポイント。  
稲むらをモチーフに、昔の災害避難時の服装（名札、防災頭巾、もんぺ、草履）をイメージに取り入れた、愛らしいマスコットキャラクターです。



いなむーカラー指定



3

 C 0 M 0 Y 0 K 100	 C 2 M 87 Y 83 K 0	 C 13 M 4 Y 55 K 0	 C 9 M 18 Y 83 K 0	 C 86 M 52 Y 4 K 0	 C 40 M 65 Y 90 K 35	 C 9 M 12.5 Y 61 K 0	 C 2 M 86 Y 84 K 0	 C 33 M 46 Y 72 K 0	 C 7 M 67 Y 53 K 0	 C 0 M 77 Y 90 K 0
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

# デザイン使用に関する手続

「いなむー」デザインを使用する場合は、申請が必要です。

※個人で楽しむ場合や報道機関が報道目的に使用する場合は、手続きを必要としません。

※使用料は無料です。

申請書(別記第1号様式)は、広川町ホームページサイトからダウンロードしてください。  
使用するデザインについては、本マニュアルを参考にお選びください。申請を要しない方で、デザインの提供を希望される場合、広川町担当窓口まで個別に御相談ください。

申請から承認までおおよそ1週間程度を要します。早めの申請をお願いします。

デザインデータは、別途提供させていただきます。提供手段については、町が指定するアップローダを用いておこないます。別途、CD-R等記録媒体での受渡しを希望される場合は、事前相談のうえ、データ格納用媒体を別途御用意ください。

## 申請書の提出先

郵送：〒643-0071 和歌山県有田郡広川町大字広 1500 番地 広川町企画政策課 宛

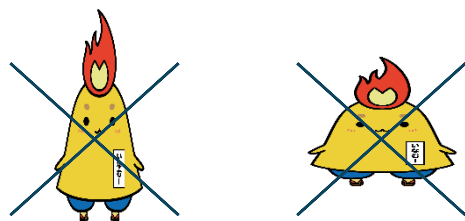
メール：info@town.hirogawa.wakayama.jp

使用内容が下記に該当する場合、使用をお断りすることがありますので、ご注意ください。

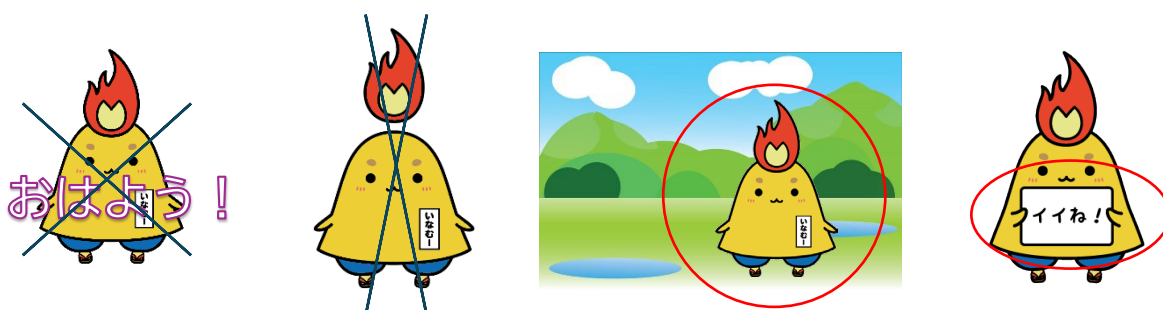
- (1) 主として特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするとき。
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとするとき。
- (3) 町及び「いなむー」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。
- (4) 町独自の事業又は町の認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 次のいずれかに該当するとき。
  - ア 広川町暴力団排除条例（平成23年条例第8号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
  - エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (7) その他町長が承認することが適当でないとき。

## デザイン使用に関する注意事項

◆縦横の比率を変えてはいけません。



◆文字や他のイラストを重ねてはいけません・変更してはいけません。  
※「お知らせ1」・「お知らせ2」のボード内に文字等を入れるのは可。  
※デザインに背景を加えることは可。



◆色を変えてはいけません。



◆広川町の PR キャラクターであることが分かるような表記をお願いします。



広川町 PR キャラクター

いなむー

※デザイン上、表記が難しい場合は、別途御相談ください。  
※その他、使用するうえで不明な点等ございましたら、別途御相談ください。

■基本モデル ■動作

正面	背面	左側面	右側面
			
真上	真下	歩く	走る1
			
走る2	食事1	食事2	起きる
			
寝る	思いつく	思いつく	疑問
			
困る1	困る2	ダンス	応援する1
			

## ■動作

応援する 2	お礼 (お辞儀)	謝る	歌う 1
			
歌う 2	字を書く	絵を描く	勉強する
			
プレゼント 1	プレゼント 2	探す	助けを呼ぶ
			
トイレする	写真を撮る 1	写真を撮る 2	働く
			
手洗い	買い物	土を耕す	ジャンプする
			



■動作 ■サイン ■くらし

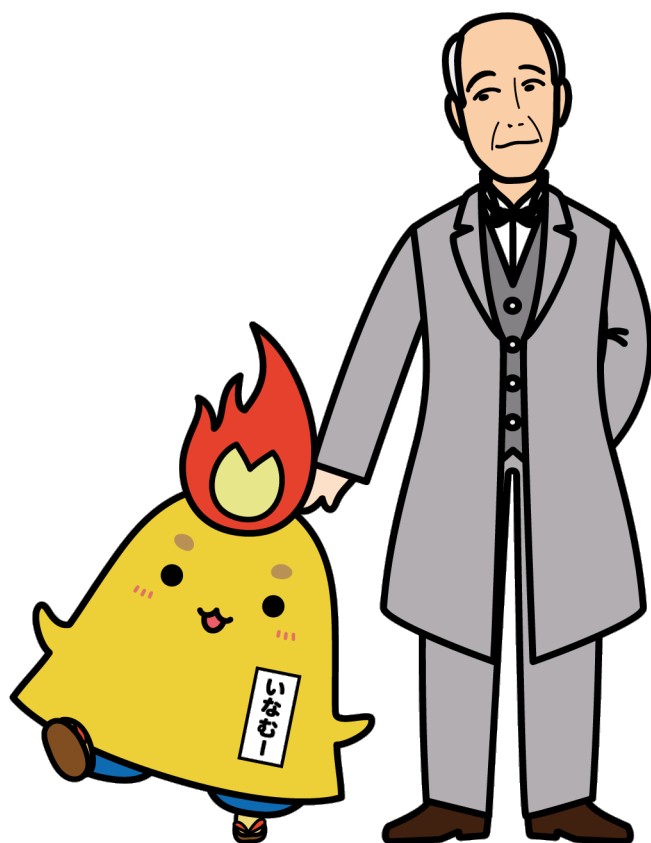
乾杯 1	乾杯 2	音楽を聴く 1	音楽を聴く 2
			
居眠り 1	居眠り 2	マル	バツ
			
お知らせ 1	お知らせ 2	道案内 (右)	道案内 (左)
			
禁煙 1	禁煙 2	撮影禁止 1	撮影禁止 2
			
携帯電話電源 OFF1	携帯電話電源 OFF2	感染予防	子育て
			

■ 暮らし ■ 教育・文化・スポーツ ■ 産業・まちづくり ■ 観光・イベント

介護	健康診断 1	健康診断 2	ボランティア
			
位置マップ	役場庁舎	陶芸体験 1	陶芸体験 2
			
文化財	表彰台	みかん	特産品
			
地域交通	稲むらの火の館	広村堤防	濱口梧陵
			
桜	ホテル	海水浴	温泉
			

## ■防災

避難訓練 1	避難訓練 2	交通安全	稲むらの火祭り
			



広川町 PR キャラクター「いなむー」

## デザインガイドマニュアル

令和7年4月発行 [第1.0版]

広川町企画政策課

〒643-0071

和歌山県有田郡広川町広 1500

0737-23-7731